

○山陽小野田市議会議会運営委員会の運営に関する規程

平成17年4月11日

議会規程第1号

改正 平成19年3月27日議会規程第1号

平成21年7月1日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会議会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営を公正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(諮問事項)

第2条 議長の諮問事項は、次のとおりとする。

- (1) 会期及び議事日程に関すること。
- (2) 請願及び陳情の取扱いに関すること。
- (3) 決議、意見書案等に関すること。
- (4) 議会における選挙及び選任の取扱いに関すること。
- (5) 臨時会の招集に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項

(議会運営委員)

第3条 委員会の委員は、各会派から選出するものとする。

2 前項の場合において、各会派から選出する人数は、当該会派の所属人数を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する人数とする。

(招集)

第4条 委員会は、次のとおり招集する。

- (1) 定例会（施政方針演説の行われる定例会は除く。）の事項について議長から諮問があった場合は、原則として当該議会の招集告示日の翌々日に招集すること。
- (2) 臨時会又は施政方針演説の行われる定例会の事項について議長から諮問があった場合は、原則として当該議会の招集告示日の翌日に招集すること。

(3) 山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）第15条第2項の規定による招集の請求又は議長が必要と認める事項について諮問があった場合は、速やかに招集すること。

（委員会の決定事項）

第5条 委員会の決定事項については、議員はこれを尊重するものとする。

（副議長の委員会への出席）

第6条 副議長は、委員会へ出席し、発言することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月11日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議会規程第1号）

この規程は、平成19年3月27日から施行する。

附 則（平成21年7月1日議会規程第1号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。